

第三次庄内町ごみ処理基本計画

令和8年3月

庄 内 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1－1 計画策定の目的	1
1－2 計画の位置付け	1
1－3 計画の期間	1
1－4 広域処理	1
第2章 計画（平成27年度～令和6年度）の達成状況	
2－1 目標値と達成状況	2
2－2 実績値	5
第3章 庄内町におけるごみ処理の現状	
3－1 ごみの処理体制について	6
3－2 ごみ処理の流れについて	7
3－3 ごみ減量・リサイクル・適正処理の取り組みについて	8
3－4 可燃ごみ及び不燃ごみの組成について	9
第4章 庄内町におけるごみ処理の課題	
1) 家庭系ごみの減量について	10
2) ごみの分別について	11
3) プラスチック削減・資源化	11
4) 事業系ごみの減量について	11
5) ごみ処理費用の受益者負担について	11
第5章 基本計画の目標	
5－1 基本目標	12
5－2 人口・ごみ排出量の推計	12
5－3 計画の目標値	13
5－4 計画の基本目標及び施策	14
第6章 計画の進行管理	17
第7章 持続可能な開発目標（SDGs）実現への貢献	18

第1章 計画の策定にあたって

1－1 計画策定の目的

清潔で快適な生活環境を保ち、文化的な暮らしを実現することは町民共通の願いであり、廃棄物対策は日々の生活に不可欠な重要施策です。現代社会は大量生産・大量消費・大量廃棄により利便性を高めてきましたが、その一方で、ごみ排出量の増加や資源の浪費により、生活環境や自然環境への負荷が大きくなっています。

本町では、平成29年3月に「第二次庄内町ごみ処理基本計画」を策定し、令和4年3月には中間見直しを実施しながら、循環型社会の実現に向けた取組を進めてきました。しかし、社会情勢や法制度、住民意識は近年さらに大きく変化しています。特に、プラスチック資源循環への対応や食品ロス削減の推進などは全国的に取組が加速している分野であり、国の基本方針や山形県の食品ロス削減推進計画の策定など、上位計画の内容も更新されています。

今回策定する「庄内町第三次ごみ処理基本計画」は、こうした社会的変化を踏まえ、第3次庄内町総合計画との整合を図りながら、ごみの排出抑制、リユース・リサイクルの推進、適正処理体制の確保など、本町における廃棄物行政の基本的方向性を明確にするものです。町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、協働による取組を進めることで、持続可能で環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

※循環型社会とは、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいいます。

1－2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の適正処理を計画的に推進するため、廃棄物の排出抑制から再使用・再生利用、適正処分に至るまでの基本的事項を定めるものであり、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画です。また、循環型社会の形成や住民生活に身近なごみ処理の方向性を示す、町の基本計画として位置付けます。

1－3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から10年間とし、令和17年度を目標年度としています。

なお、社会情勢に大きな変化や国、県における制度の大幅な変更があった場合には、隨時見直しを行うものとします。

1－4 広域処理

ごみの中間処理、最終処分については、酒田市、庄内町、遊佐町で構成する酒田地区広域行政組合の計画に従うこととします。

第2章 計画（平成27年度～令和6年度）の達成状況

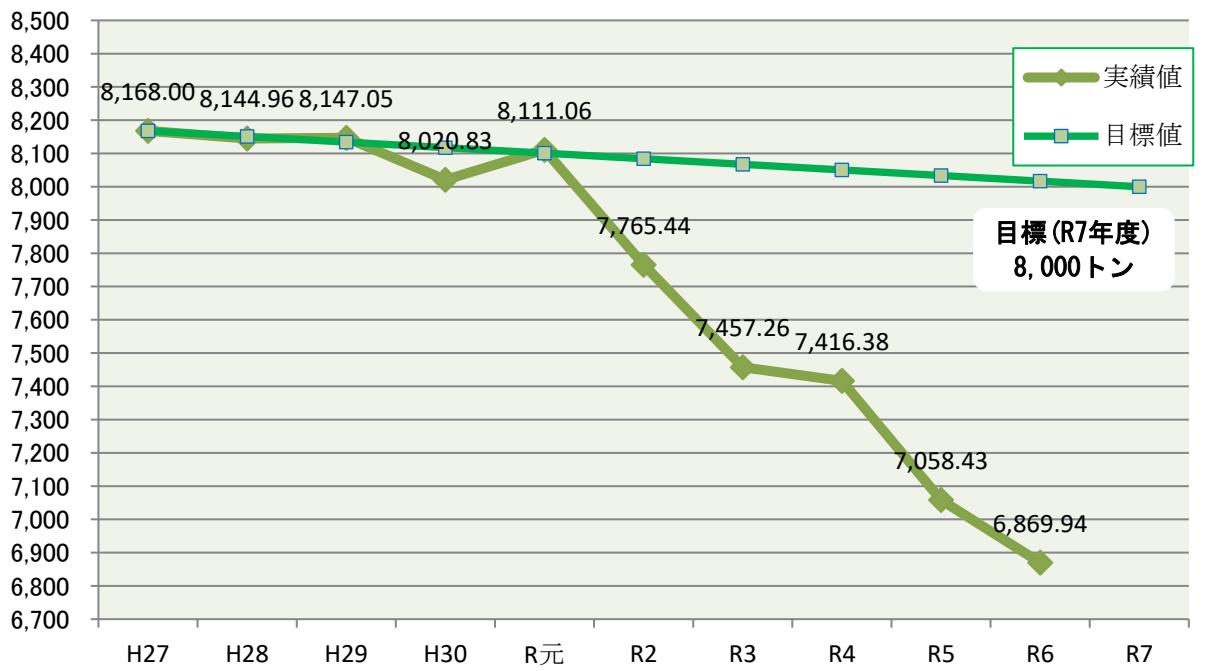
酒田地区広域行政組合に搬入したごみの内、**家庭系ごみ**とは、家庭から出された廃棄物であり「ごみステーション回収」と「粗大ごみや多量ごみ等の自己搬入」したものをいいます。**事業系ごみ**とは、事業所等から出された廃棄物であり「許可業者搬入」と「自己搬入」したものをいいます。

生ごみは、旧立川町全域と旧余目町一部地区を収集し、堆肥生産センターで堆肥原料として利用されていましたが、堆肥生産センターの廃止により、平成29年度からは燃やすごみとして焼却処理されています。

2-1 目標値と達成状況

1) ごみ総排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ+資源回収）

※ 第3次庄内町総合計画ベンチマーク



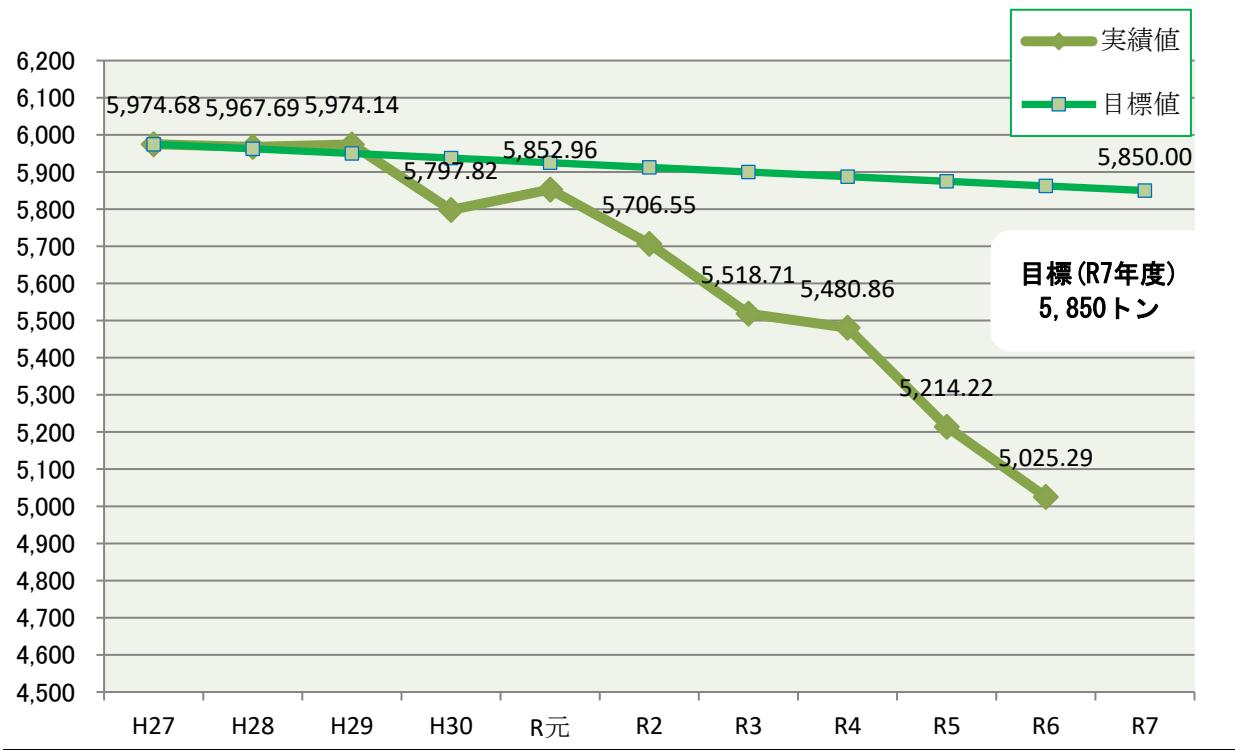
庄内町の総ごみ排出量は、平成27年度から令和7年度までの10年間を比較すると、総ごみ排出量は減少傾向にあり、平成27年度の8,168トンから令和7年度には6,869トンと、15.9%の減少となっています。

平成27年度から令和元年度までは目標値を概ね達成または上回る水準で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響による資源物の集団回収の実施が減少したため、ごみの総量も減少しています。

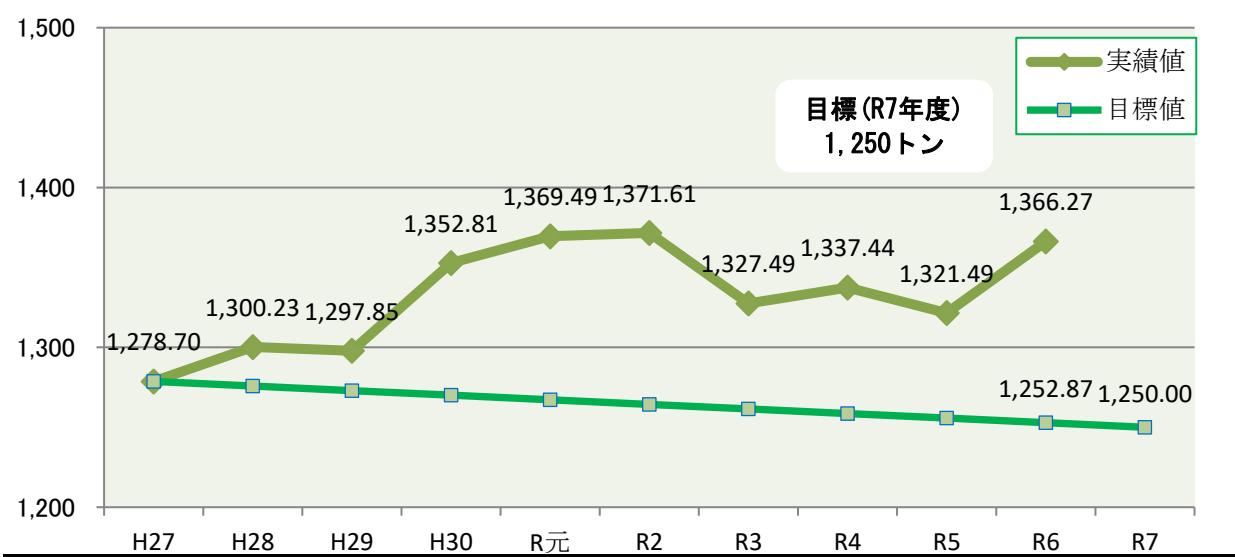
人口減少の影響とあわせて、町のごみ排出抑制策や循環型社会形成への取組が着実に進んでいることが示されています。今後も、人口動態を踏まえつつ、1人あたり排出量の低減や資源循環の推進を図ることで、持続可能な循環型社会の実現を目指す必要があります。

なお、令和元年度の災害廃棄物（稻わら）255.41t及び令和6年度災害廃棄物47.76tは集計から除いています。

2) 家庭系ごみ排出量

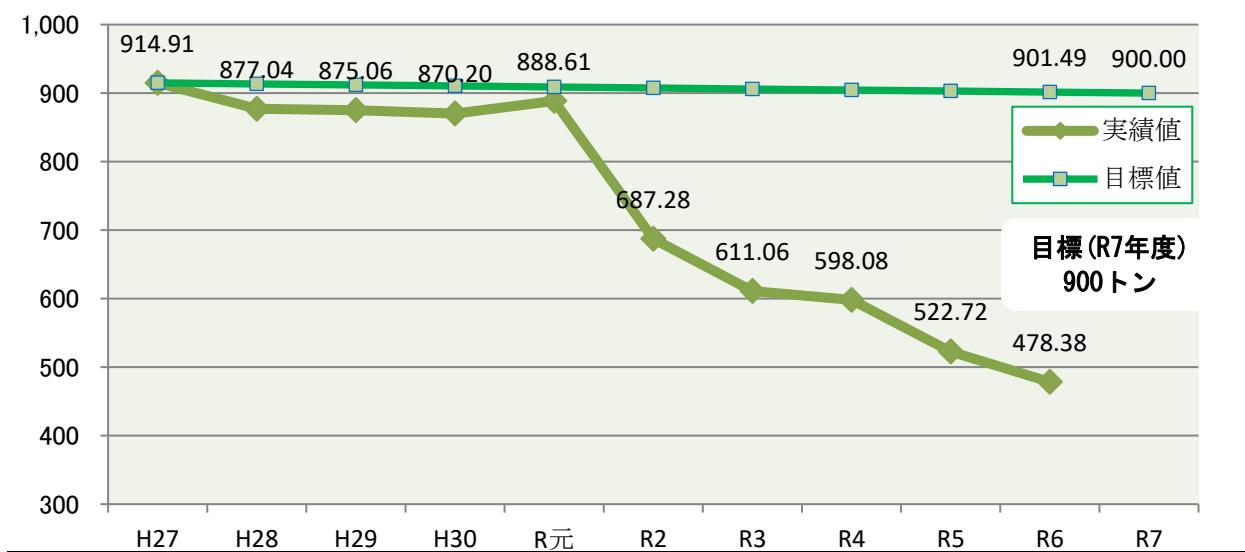


3) 事業系ごみ排出量



4) 資源回収量（集団回収、リサイクルステーション及びごみステーションでの回収）

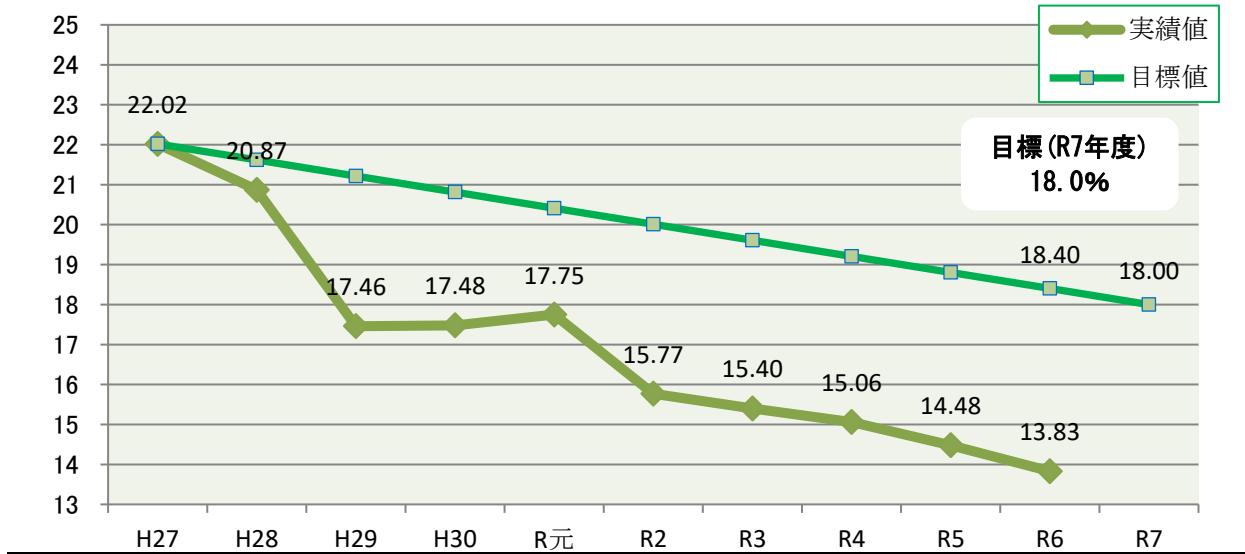
※第2次庄内町総合計画ベンチマーク



令和2年からの新型コロナウイルスの影響により、PCやモバイル携帯電話等のデジタル化の進行に伴う紙媒体の新聞や雑誌、広告などの減少及び人口減少により、令和6年度の集団回収による資源回収量は266.39tであり令和元年比360.81t減少しています。

5) リサイクル率（資源回収の他に生ごみ、ごみ処理施設で回収された資源物等を含む）

※第2次庄内町総合計画ベンチマーク



生ごみを堆肥化する堆肥生産センターの廃止及び資源回収量の減少により、リサイクル率が低下しています。

2-2 実績値

(トン)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
家庭系ごみ	5,974.68	5,967.69	5,974.14	5,797.82	5,852.96
可燃ごみ	4,914.47	4,975.62	5,227.22	5,082.26	5,110.73
粗大ごみ	284.67	281.28	325.07	294.58	327.82
資源ごみ	272.72	263.45	260.73	249.42	237.54
埋立ごみ	108.64	108.31	106.91	112.06	116.84
ペットボトル	58.52	56.06	54.21	59.50	60.03
生ごみ	335.66	282.97	-	-	-
水銀	-	-	-	-	-
事業系ごみ	1,278.70	1,300.23	1,297.85	1,352.81	1,369.49
可燃ごみ	1,224.51	1,224.00	1,224.39	1,264.12	1,282.75
粗大ごみ	43.82	62.50	63.99	77.09	76.77
資源ごみ	9.05	7.54	6.81	6.65	4.61
埋立ごみ	1.32	6.19	2.59	4.90	5.00
ペットボトル	0.00	0.00	0.07	0.05	0.36
水銀	-	-	-	-	-
小計	7,253.38	7,267.92	7,271.99	7,150.63	7,222.45
資源回収	914.91	877.04	875.06	870.20	888.61
合計	8,168.29	8,144.96	8,147.05	8,020.83	8,111.06

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家庭系ごみ	5,706.55	5,518.71	5,480.86	5,214.22	5,025.29
可燃ごみ	5,015.52	4,844.58	4,780.99	4,543.50	4,403.64
粗大ごみ	301.20	1,264.85	1,258.69	1,233.57	1,297.03
資源ごみ	238.08	285.96	308.96	299.79	276.41
埋立ごみ	86.90	232.33	228.87	216.17	196.82
ペットボトル	58.72	85.3	91.94	84.57	83.25
生ごみ	-	-	-	-	-
水銀	6.13	6.29	6.57	5.79	5.67
事業系ごみ	1,371.61	1,327.49	1,337.44	1,321.49	1,366.27
可燃ごみ	1,299.56	1,264.85	1,258.69	1,233.57	1,297.03
粗大ごみ	66.46	56.87	70.04	76.85	61.74
資源ごみ	2.46	2.4	1.8	2.13	2.86
埋立ごみ	2.54	2.52	5.38	7.32	2.96
ペットボトル	0.44	0.71	1.4	1.56	1.49
水銀	0.15	0.14	0.13	0.06	0.19
小計	7,078.16	6,846.20	6,818.30	6,535.71	6,391.56
資源回収	687.28	611.06	598.08	522.72	478.38
合計	7,765.44	7,457.26	7,416.38	7,058.43	6,869.94

※令和2年度災害廃棄物 255.41 t 及び令和6年度災害廃棄物 47.76 t 除く

第3章 庄内町におけるごみ処理の現状

3-1 ごみの処理体制について

1) 家庭系ごみ（ごみステーション）※粗大ごみ除く

■収集は業者委託

区分	立川地域	余目地域	中間処理 最終処分
可燃ごみ	2回／週		酒田地区広域行政組合
廃食用油	2回／週		民間業者において資源化
資源物 (びん・缶等)	2回／月		酒田地区広域行政組合
ペットボトル	1回／月		酒田地区広域行政組合
埋立ごみ	1回／月		酒田地区広域行政組合
粗大ごみ	自己搬入か許可業者搬入		酒田地区広域行政組合
水銀含有廃棄物 (電池・蛍光灯)	指定の日（年間3から4回）		酒田地区広域行政組合
紙類資源	1回／月	—	民間業者において資源化

※平成31年4月から生ごみの分別中止、令和2年4月から水銀廃棄物の分別開始

2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らが処理することが原則となっています。

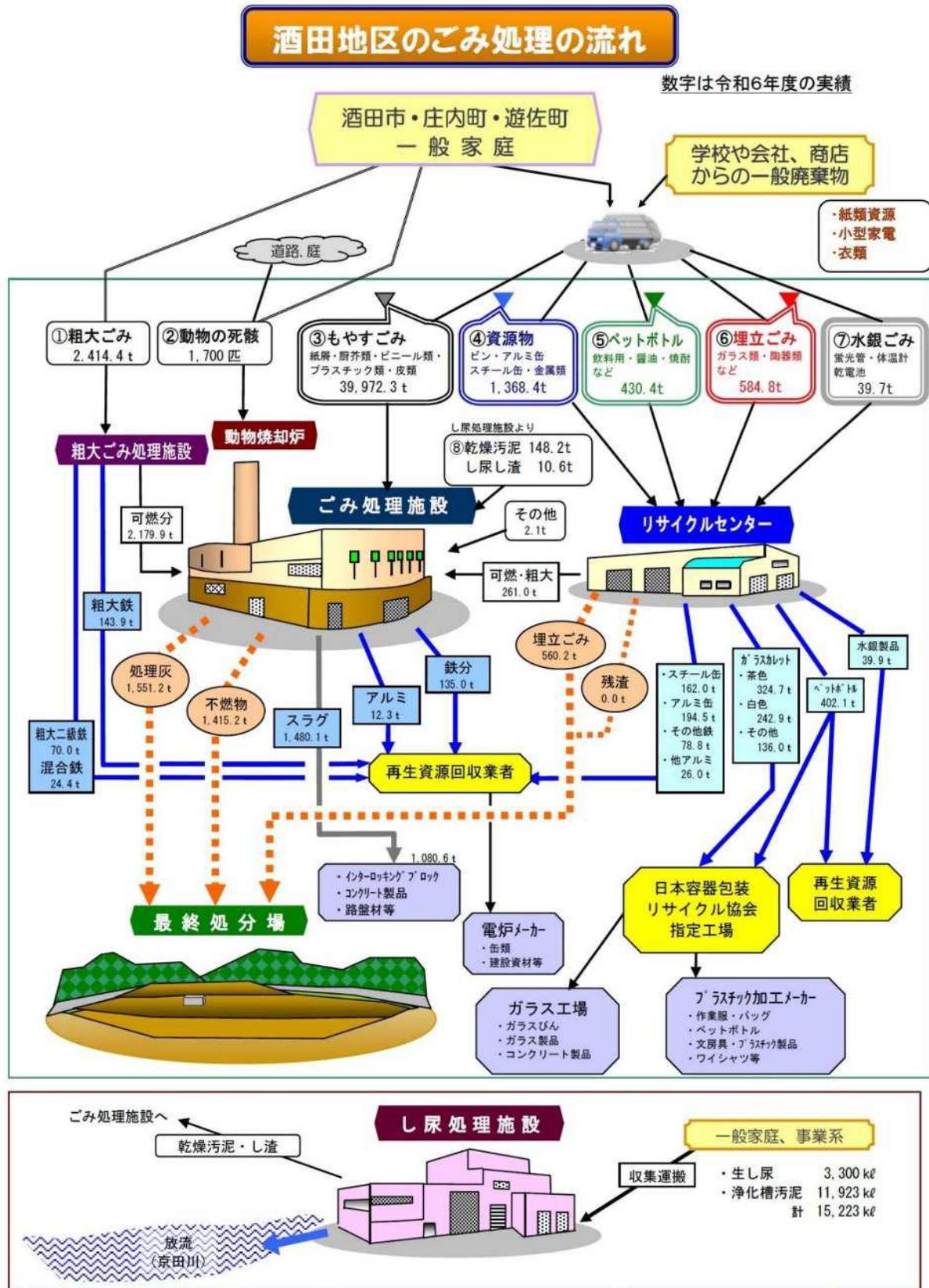
町内の事業所や商店から排出される事業系一般廃棄物は、許可業者による収集または自己搬入により広域行政組合の処理施設で処理されています。

3) 資源ごみリサイクルステーション

家庭系資源ごみの拠点回収として、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）、古着古布、廃食用油、小型家電などを回収しています。

3-2 ごみ処理の流れについて

※酒田地区広域行政組合 令和7年度資料



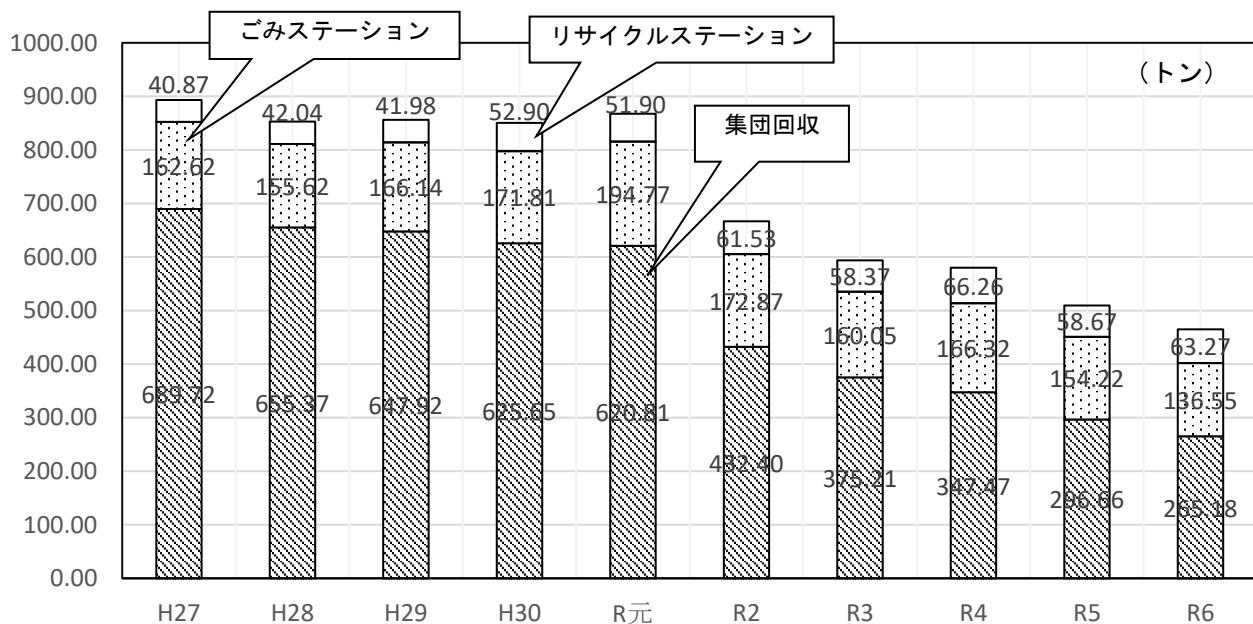
3-3 ごみ減量・リサイクル・適正処理の取り組みについて

1) 集団資源回収事業

地域の団体が実施する新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックの古紙類資源の回収事業を推進し、これを積極的に支援しており、回収量に応じて奨励金を交付しています。

2) 紙類資源回収事業

拠点回収として、資源ごみリサイクルステーションを設置しており、また、立川地域ではごみステーションでの分別回収も実施しています。



※上記数量には、古紙類以外の古着古布、廃食用油、小型家電などは含まれていません。

3) プラスチック削減・資源化の取り組み

プラスチックの資源化に関する収集・処理業務は酒田地区広域行政組合が主導して対応しています。本町としては、資源化以外の面で、マイバッグ・マイボトルの利用促進等の排出抑制に関する啓発を推進しています。

4) 小型充電式電池の回収

リチウムイオン電池などの小型充電式電池のうち一部の製品については、町の窓口で回収を行っており、再資源化を推進しています。また、全国において小型充電式電池に起因する火災事故が発生していることから、小型充電式電池の適切な廃棄処分等に関する啓発を推進しています。

5) 食品ロス削減の取り組み

食品ロスについては、町独自に年1回のフードドライブを実施し、回収した食品を社会福祉協議会へ提供することで、食品ロスの削減に取り組んでいます。

6) 環境便利帳の作成

町民のごみ分別やごみ減量の意識啓発を図るため、ごみの収集・処理に関する情報を掲載した冊子を作成し、ホームページへの掲載と窓口での配付を行っています。

7) ごみ収集日カレンダーの配布

ごみの収集日と分別区分を掲載したカレンダーを作成し、各世帯に配付しています。

8) ごみに関する情報の提供

町民のごみに関する意識の啓発を図るため、チラシの作成や町ホームページへの掲載等を行っています。また、ラインによるごみ分別の検索や、ごみの日のお知らせを受け取ることが出来るようにしています。

9) 不法投棄防止の取り組み

県をはじめ関係団体と連携しながら、監視パトロールの実施や多発箇所への看板設置、草刈り等の環境整備を行い、不法投棄されないよう取り組んでいます。

3-4 可燃ごみ及び不燃ごみの組成について

※酒田地区広域行政組合 令和6年度資料



可燃ごみ 3 成分	水分 42.4	灰分 8.5	可燃物 49.1
-----------	------------	-----------	-------------

※搬入されたままでの状態



※陶磁器・石・土など

第4章 庄内町におけるごみ処理の課題

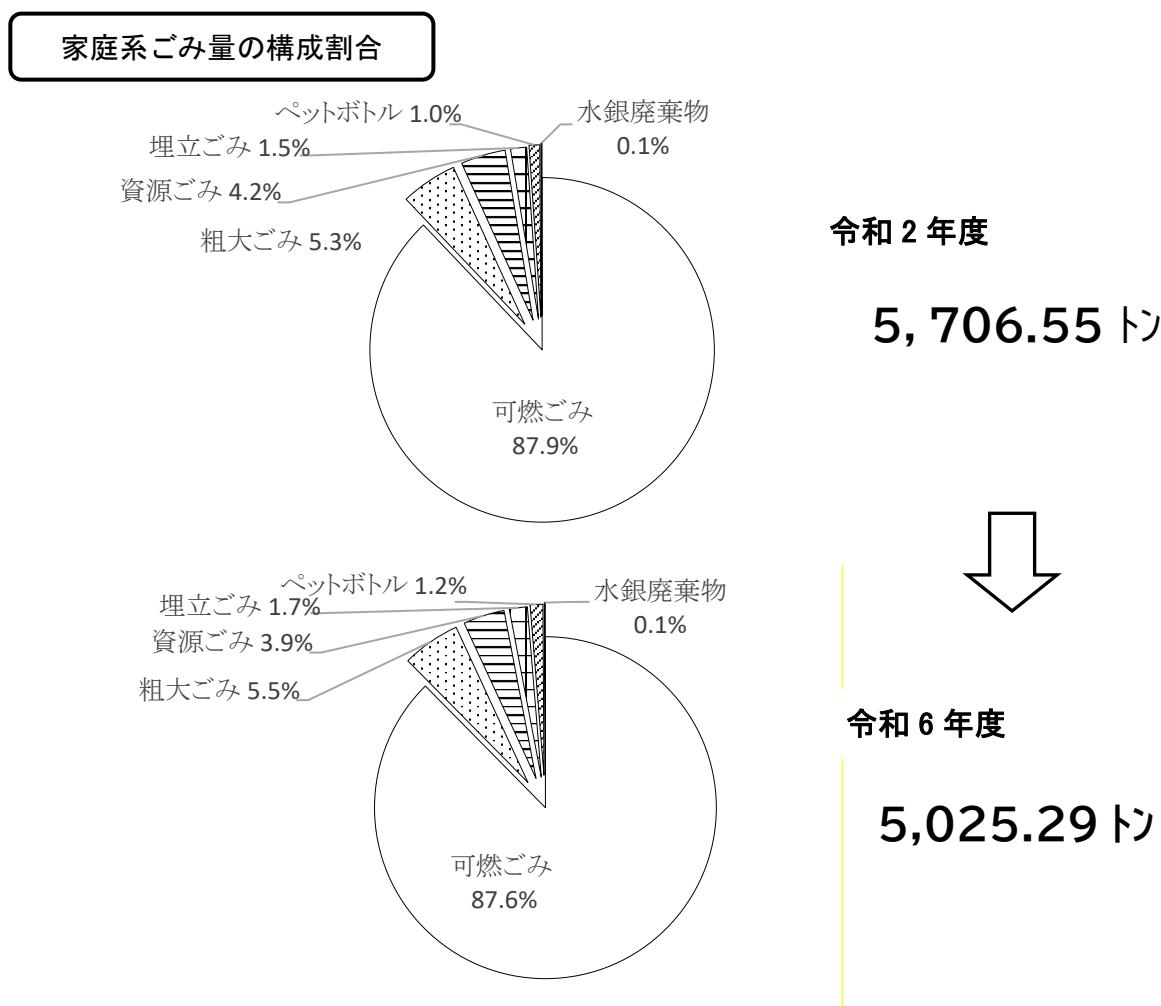
1) 家庭系ごみの減量について

ごみ量に占める「可燃ごみ」の割合が、家庭系・事業系ごみともに非常に高い状況となっています。このことから、可燃ごみ減量の取り組みが課題でしたが、堆肥生産センターの廃止により堆肥化でリサイクルしていた生ごみも可燃ごみとなり、さらに増加しています。

酒田地区広域行政組合資料の可燃ごみ3成分にあるとおり、可燃ごみの約42%は、生ごみ等の水分で占められています。効果的なごみ減量のためには「生ごみの水きり」徹底を一層図ることや「生ごみのたい肥化」により資源化すること、また「食品ロス※」を削減することが必要となります。町独自で年1回のフードドライブを実施していますが、今後は参加者や回収量の拡大を図り、食品ロス削減効果を高める取り組みが課題です。これらの取り組みは、ごみ減量だけでなく、焼却に伴う温室効果ガス排出量等の環境負荷の軽減にもつながります。

他に「粗大ごみ」が増加していることから、ごみの排出抑制の取り組みも必要となります。

※食品ロスとは、可食部であるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」のことをいいます。



2) ごみの分別について

ごみの中には、紙類をはじめ資源としてリサイクルできるものが多量に混在しています。また、発火・爆発の恐れのあるリチウムイオン電池等も混入していることから、ごみの減量と併せて「ごみの分別」徹底の取り組みが課題となります。

資源の有効活用やごみ処理施設の負荷軽減の観点からも重要な取り組みとなります。

3) プラスチック削減・資源化

プラスチックの資源化に関する収集・処理は広域行政組合が主導しています。

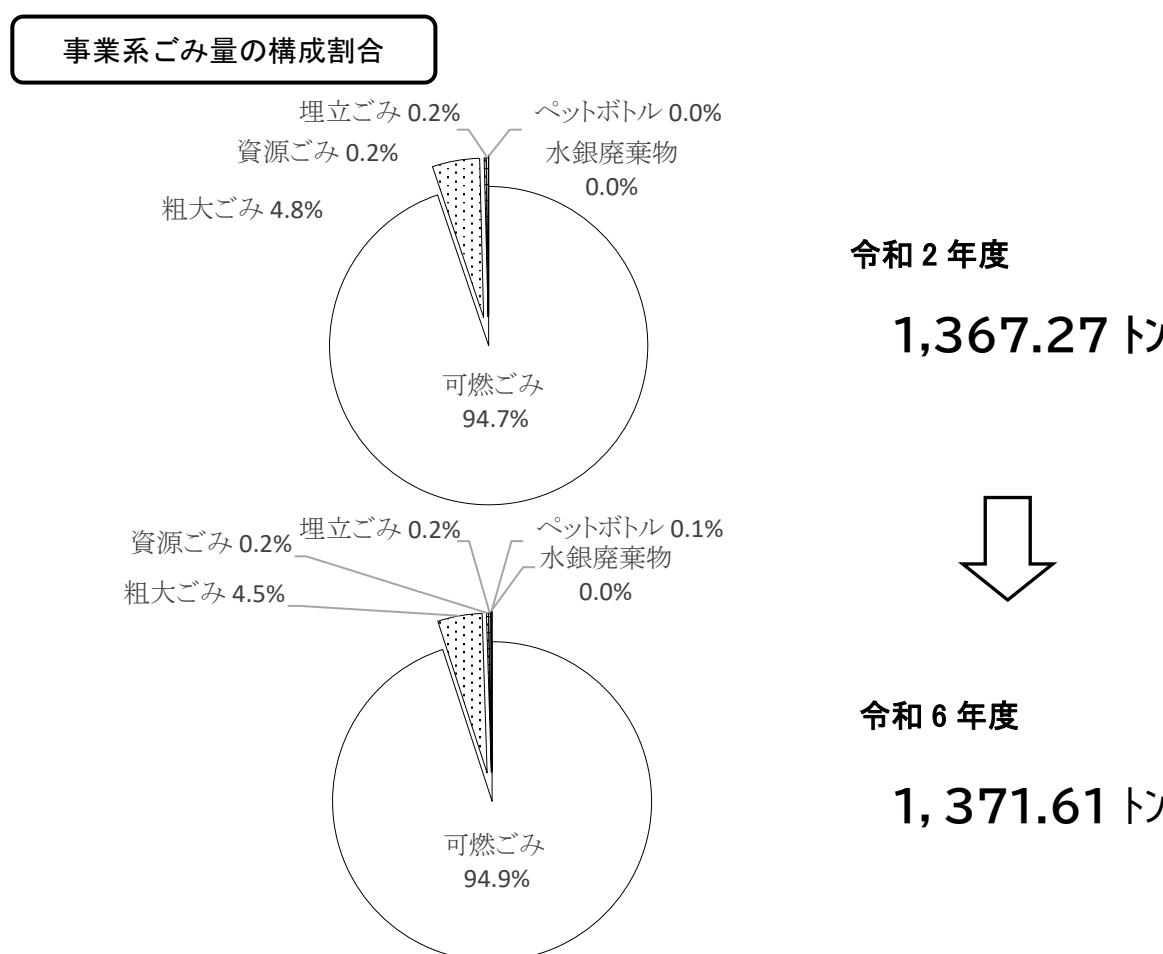
町は資源化以外の面で、使い捨てプラスチックの削減やマイバッグ・マイボトルの利用促進などの取り組みを推進する必要があります。

4) ごみ処理費用の受益者負担について

ごみの排出量に応じた負担の公平化及び町民のごみ減量意識を高め、一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として、ごみ処理費用の受益者負担について検討する必要があります。

5) 事業系ごみの減量について

事業所等から排出されるごみの内、特に「可燃ごみ」が増加していることから、主な原因を調査し、ごみの排出抑制の取り組みが必要となります。



第5章 基本計画の目標

5-1 基本目標

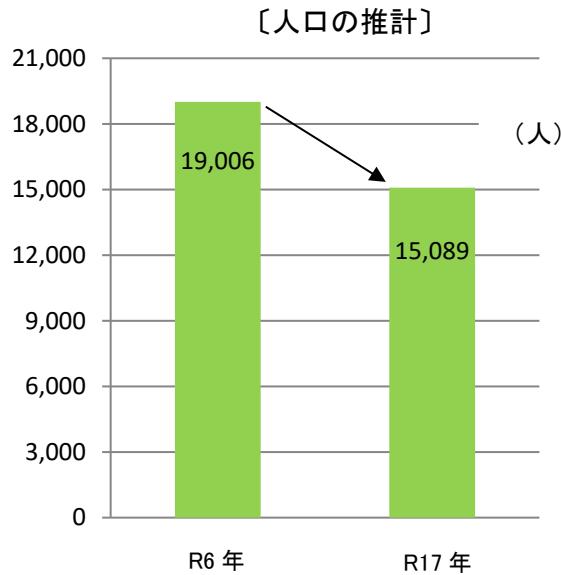
本計画は、庄内町における廃棄物処理の基本の方針を示し、持続可能で環境にやさしいまちの実現を目指すものです。

町内で発生する廃棄物は、まず排出の抑制を徹底し、やむを得ず排出されたものは、不法投棄や不適正処理を防ぎつつ、再使用や再資源化、熱回収など循環的な利用を図ります。こうした循環的利用が困難なものについては、適正に処分します。

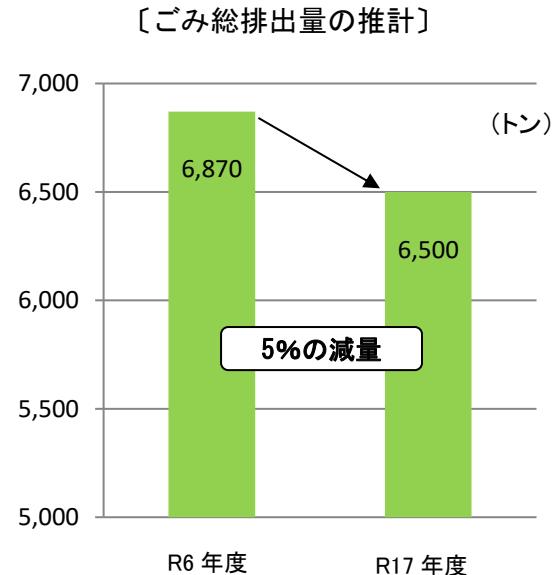
また、町民、事業者、行政が連携してごみの削減と資源循環に取り組むことが重要であり、その取組の基盤として、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの考え方を推進します。

～みんなで進める3R～

5-2 人口・ごみ排出量の推計



第3次庄内町総合計画における人口の推計値



前計画の減少率を参考に推計

5－3 計画の目標値

令和6年度のごみ排出量を基準とし、令和17年度を目標年次とする次の数値目標を設定します。

1)ごみ総排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源回収）

(t)	
令和6年度 実績値	令和17年度 目標値
6,869.94	6,500

令和6年度の6,870tから約5%、300t減量し、令和17年度における排出量を6,500tとします。

総排出量は減少傾向にありますが、引き続きごみの発生抑制、ごみ分別の徹底、資源物のリサイクル推進に努めます。

2)家庭系ごみ排出量

(t)	
令和6年度 実績値	令和17年度 目標値
5,025.29	4,750

将来人口は減少すると推測されていることから、令和6年度の5,025トンから約5%、295トン減量し、令和17年度における排出量を4,750トンとします。

減少傾向で推移していますが、増加ごみの原因を調査し、一層ごみ減量に取り組む必要があります。

3)事業系ごみ排出量

(t)	
令和6年度 実績値	令和17年度 目標値
1,366.27	1,250

令和6年度の1,366トンから約8%、116トン減量し、令和17年度における排出量を1,250トンとします。

前計画では、増加傾向で推移してきました。特に可燃ごみが増加していますので、分別の徹底などごみ減量に取り組む必要があります。

4)資源回収量

(t)	
令和6年度 計画策定期	令和17年度 目標値
478.38	500

資源回収量の内、大きく占める新聞や雑誌は、ペーパーレス化が進んだことや人口減少等により全体数自体が減少傾向にあると推測されますが、令和6年度の478tから約5%増の500tを目標とします。

紙類資源の適正な分別収集を推進し、資源回収量の増加に取り組みます。

5) リサイクル率

令和6年度 計画策定時	令和17年度 目標値
13.8	15.0

(%)

堆肥生産センターの廃止以降、生ごみがリサイクルされなくなったため、リサイクル率が減少している状況にあります。資源回収量の増加や資源ごみリサイクルステーションの利用促進を図り、リサイクル率の向上に努めます。

5－4 計画の基本方針及び施策

基本方針 I ごみ処理への理解の促進

町民一人ひとりがごみに関心を持ち、理解を深めます。

1 情報提供と啓発

- ・町広報、ホームページ、LINE 等による分別方法や施策情報の掲載
- ・環境便利帳、ごみ収集日カレンダーの配布
- ・食品ロスの現状、削減方法、プラスチック削減などの周知
- ・小型充電式電池（リチウムイオン電池等）使用製品の適切な処理方法の周知

2 学びの機会の提供

- ・県や関係団体による啓発事業の紹介
- ・広域行政組合施設やリサイクルステーションの見学機会の確保

【町民の役割】

- ・環境に関する学習や啓発イベントに参加します
- ・食品ロスの削減に取り組みます
- ・清掃活動や資源回収など、地域の環境活動へ積極的に参加します
- ・日常生活の中での環境配慮行動（ごみの分別、リサイクルなど）を実践します

【事業者の役割】

- ・事業活動を通じて、町民への啓発と参加促進に貢献します
- ・地域の環境活動への協力・支援（教材提供、体験機会の提供など）を行います
- ・自社の廃棄物の性質やリスクを正しく理解します

【町（行政）の役割】

- ・分かりやすい情報発信と継続的な啓発活動に努めます
- ・食品ロス削減施策を検討、推進します
- ・フードバンク・フードドライブ等を実施します
- ・不法投棄・野焼き防止のパトロール及び関係機関との連携対応に努めます

基本方針Ⅱ　ごみの減量と資源化の推進

ごみを減量し、資源にします。

ごみの発生抑制や再利用、分別徹底、資源リサイクルの推進に努めます。

1 ごみの減量

- ・生ごみの水切り、リデュース・リユースの推進

2 食品ロス削減

- ・「買い過ぎない・使い切る・食べ切る」の定着
- ・フードドライブの実施・推進

3 分別徹底と資源化

- ・集団資源回収の支援
- ・資源ごみ回収ステーションの利用促進
- ・店頭回収（食品トレイなど）の利用促進

4 事業系ごみへの対応

- ・事業者に対する減量化指導

5 プラスチック削減

- ・広域行政組合との連携による資源化推進
- ・町独自の使い捨てプラ削減啓発の強化

【町民の役割】

- ・ごみの発生を抑える工夫や再使用可能な物品の活用を実践します
- ・食品ロスの削減やプラスチック使用の抑制など日常生活での環境配慮行動を実践します
- ・集団回収や店頭回収を積極的に活用します

【事業者の役割】

- ・包装資材の削減や再使用可能な容器の導入など廃棄物の発生抑制に取り組みます
- ・食品ロス削減や環境配慮型製品・サービスの提供を通じて持続可能な経営を推進します

【町（行政）の役割】

- ・分別ルールを整備し、再資源化を促進します
- ・リユース製品の利用を促進します
- ・生ごみみたい肥化など資源化施策を検討します

基本方針Ⅲ ごみ処理の適正化と安全の確保

ごみは適正に処理し、生活環境と自然環境を守ります

1 法令遵守による適正処理

- ・収集・運搬・処分の安全性確保
- ・水銀使用廃製品（蛍光灯・乾電池等）の適正分別収集
- ・蛍光灯が2027年末に製造禁止となることを踏まえた対応
- ・小型充電式電池（リチウムイオン電池など）の適正処理と安全確保
- ・PCB廃棄物の適正処理

2 不法投棄・野焼き対策

- ・関係機関・団体との連携で防止体制を強化

3 費用負担の検討

- ・住民負担の適正化によりごみの減量意識を向上

【町民の役割】

- ・分別ルールを守り、ごみを適切に排出します
- ・地域の環境美化や不法投棄防止に協力します
- ・小型充電式電池の発火や爆発等の危険性を理解し、適正に分別します

【事業者の役割】

- ・関係法令に基づき廃棄物の適正処理を徹底します
- ・環境に配慮した事業運営を通じて、地域の生活環境の保全に貢献します
- ・PCB廃棄物の適正処理を徹底します

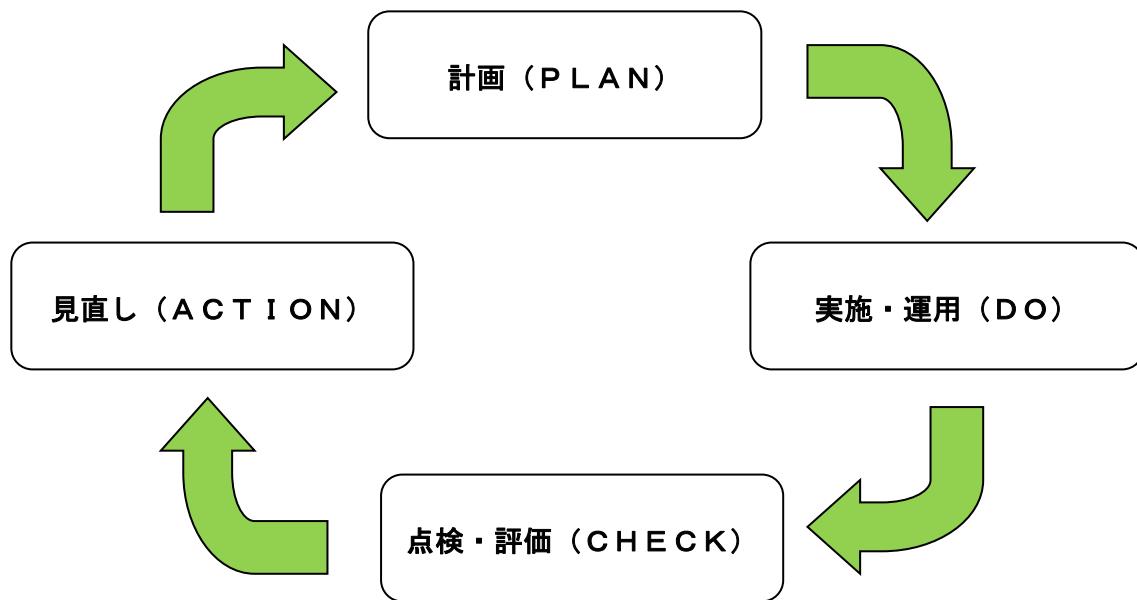
【町（行政）の役割】

- ・ごみの収集・運搬体制の効率化を図ります
- ・ごみの分別徹底と適正処理の情報発信に努めます
- ・不法投棄などへの監視・指導体制を強化します
- ・処理費用の受益者負担を検討します

第6章 計画の進行管理

各取り組みの進捗状況及び計画目標に対する達成状況について、毎年度環境エネルギー協議会で把握、確認することにより、適切な進行管理を行い、町民、事業者及び行政の協働による計画の着実な推進を図ります。

P D C A サイクル



第7章 持続可能な開発目標（SDGs）実現への貢献

本計画を推進していくことで、SDGs実現に貢献していきます。

基本方針	内容	SDGs のゴール
I ごみ処理への理解の促進	ごみの分別や食品ロス削減などを通じて、環境教育や持続可能な消費の意識を醸成	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を
II ごみの減量と資源化の推進	ごみ減量・リサイクル・プラスチック削減を通じて循環型社会を形成し、廃棄物による環境負荷を低減	4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
III ごみ処理の適正化と安全の確保	適正処理・不法投棄防止・衛生環境保全により、健康で安全な生活環境を確保	12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

SDGsとは持続可能な開発目標のことです。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のため2030アジェンダとして採択されたもので、誰一人取り残されないと誓った下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケーター（指標）の3層構造で構成されています。



第三次庄内町ごみ処理基本計画

**庄内町環境防災課環境衛生係
TEL 0234-43-0248**